

# 令和2年度

## 第1回 石狩市

### 空家等対策協議会

#### 【議題】

- 1.危険な空家の状況について
- 2.危険な空家の予防措置について
- 3.空家等対策計画の改定について
- 4.今後の空家等対策協議会について

---

令和3年2月8日（月）18：30～  
石狩市役所5階 第1委員会室  
石狩市建設水道部建築住宅課

# 1.危険な空家の状況について

「危険な空家」は、市が「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき「特定空家等に相当する状態」と確認したもの

## 令和2年度 危険な空家の除却実績 4件（全て補助金活用）



横町（危険な空家）



横町（危険な空家）



花川東（危険な空家）



厚田区古潭  
（危険な空家リスト番号6）



# 1.危険な空家の状況について

## ①危険な空家リスト

今年度の危険な空家リストの実績としては、補助金を活用してNo. 6 及び27から29の合計 **4 件**を**除却**した。

## ②危険な空家の推移

危険な空家は、**4 年間で 2 0 件除却**し、特定空家等に相当する状態の空家を**全て解消**した。

## ③経過観察空家への対応

危険な空家リストの内、建物の劣化状況は悪いが、道路や隣地から離れており周辺への影響が少ない**7 件**の空家については、**経過観察空家**として、引き続き、推移を見守る。

【危険な空家】										
分類	No	地域	所在地	H29	H30	H31 R1	R2	現時点の状況		
危険な空家リスト	1	石狩 4件	八幡1丁目		補助			解消		
	2		花川南2条3丁目		補助			解消		
	3		花川南7条4丁目				自力		解消	
	4		親船町	補助					解消	
	5	厚田 9件	厚田区望来				経過観察	→	経過観察	
	6		厚田区古潭				補助		解消	
	7		厚田区古潭		補助				解消	
	8		厚田区古潭				経過観察	→	経過観察	
	9		厚田区古潭				倒壊		解消	
	10		厚田区別狩				補助		解消	
	11		厚田区厚田		補助				解消	
	12		厚田区厚田					経過観察	経過観察	
	13			欠番						
	14	浜益区昆砂別	浜益区昆砂別			倒壊			解消	
	15		浜益区昆砂別				経過観察	→	経過観察	
	16		欠番							
	17	浜益 11件	浜益区実田	補助					解消	
	18		浜益区群別				経過観察	→	経過観察	
	19		浜益区群別			自力			解消	
	20		浜益区群別					経過観察	→	経過観察
	21		浜益区群別				自力		解消	
	22		浜益区群別		補助				解消	
	23		浜益区幌		自力				解消	
	24		浜益区床丹					経過観察	→	経過観察
新たに確認した危険な空家	25		浜益区川下		補助			解消		
	26		本町		補助			解消		
	27		横町				補助	解消		
	28		横町				補助	解消		
	29		花川東				補助	解消		
危険な空家 解消件数	補助金活用			2	7	1	4	14		
	自力除却・倒壊			1	2	3	0	6		
	合計			3	9	4	4	20		
経過観察空家件数				-	-	6	1	7		

## 2.危険な空家の予防措置について

令和2年度 空家除却再販費補助金の実績 15件

居住誘導区域内の旧耐震の空家15件を除却再販したことで、住宅の耐震化促進及び居住環境の向上に繋がった。



花川北



花川南



花川南



花川南



解体済み

現在新たな所有者により住宅建設中



解体済み

現在新たな所有者により住宅建設中



解体済み

事業継続中

## 2.危険な空家の予防措置について

### 石狩市不動産ネットワークとの取組み

令和2年3月に締結した「石狩市遊休不動産流通支援事業」に基づき、今年度から不動産ネットワークによる空家のローリング調査や、市のあっせんにより空家を処分したい方については不動産ネットワークへ個人情報を提供している。

石狩市と不動産ネットワークが連携した危険な空家の発生抑制のための取組みについては、**今後も継続していくことで、危険な空家の予防対策となる。**

### 石狩市と石狩市不動産ネットワークとの連携体制のフロー図



※1 空家を今後どのように活用するのかなどについて意向を確認する。

### 3.空家等対策計画の改定について

#### ①改定主旨

- ・計画期間の満了に伴い改定する。
- ・次期計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。
- ・石狩市におけるこれまでの空家対策や支援制度の内容を追加する。
- ・石狩市と不動産ネットワークとの取り組みを追加する。
- ・空家等対策に関する庁内の連携体制表や緊急対応のフロー図を追加する。

#### ②改定案（別紙）

- ・改正部分を朱書きし、新たに追記した部分を赤枠で囲って表示。

#### ③改定スケジュール

- ・令和2年12月25日から1カ月間 パブリックコメント実施：意見なし
- ・令和3年2月8日 石狩市空家等対策協議会で協議し定める。

連携体制表

分類	項目	連携部局	
建築物等	倒壊・建築部材等の飛散等	(建設) 建築住宅課	
	※緊急時の現場対応	(消防) 予防課	
	塀・擁壁等及び衛生設備等の破損等	(建設) 建築住宅課	
	防火(放火)・防犯	(環境) 広聴・市民生活課	(消防) 予防課
生活環境	ごみの散乱・不法投棄等	(環境) ごみ・リサイクル課	
	焼却物の放置・散乱 (火災発生の危険性)	(消防) 予防課	
	雑草・立木等の繁茂や不朽等	(環境) 広聴・市民生活課	
	衛生動物(害虫・ねずみ等)の発生	(環境) ごみ・リサイクル課	
	その他動物(犬・猫等)の発生	(環境) 環境保全課	
	落雪	(建設) 建築住宅課	
空家の活用	道路通行・走行の支障	(建設) 都市整備課	
	空家等の流通促進・利用促進など	(企画) 企画課 (建設) 建築住宅課 (石狩商工会議所) 石狩市不動産ネットワーク	

※(建設)建設水道部、(環境)環境市民部、(企画)企画経済部、(消防)石狩北部地区消防事務組合

## 4. 今後の空家等対策協議会について

### 石狩市空家等対策協議会の目的

- ・法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議
- ・特定空家等の認定に関する協議

### これまでの協議会の取り組み

本協議会においては、目的のとおり空家等対策計画の策定等や、特定空家の認定基準の運用及び判断基準など空家に関する様々な事案について協議を行った。また、実施についても、**市の積極的な関与が必要との意見を踏まえ、所有者と購入者のマッチングなどを行った結果、危険な空家を全て解消することができた。**

さらには、危険な空家の予防対策として、**流通が可能な地域においては対策を強化すべきとの意見を踏まえ、花川北・南地区においては不動産ネットワークと連携した空家の除却再販事業を実施した。**



### 今後の協議会の運営について

今後の協議会の運営については、**危険な空家が解消され、予防対策が確立されたことを踏まえ、下記の場合に開催する。**なお、空家対策の実績等については、年に1度協議会委員に報告する。

- ・空家等対策計画の改定内容等の協議
- ・台風や大雪により新たに危険な空家が発生し協議が必要となった場合